

MUSVI 創業チーム 会則 (2022年5月12日改定)

第1章 名称

(名称)

第1条 本組合は MUSVI 創業チームと称する。

第2章 事務所

(事務所)

第2条 本組合の事務所は特に定めない。

第3章 目的

(目的)

第3条 本組合は MUSVI 株式会社 - 法人番号 2010701042040 - (以下、“出資先会社”とする)への出資を通じて出資先会社の創業理念を広く実現していく事を目的とする。

第4章 組合員

(組合員の資格)

第4条 本組合の組合員の資格を次に定義する。

- (1) 本組合員は、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者でないこと。またはそれらに所属していた経歴を有していないこと。
- (2) 本組合員の経済状況又は本組合員による本組合会則に規定する各義務の履行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。

(組合員)

第5条 本組合の組合員は次に掲げる個人とする。但し、本組合の組合員は 2023年3月31日までに
出資先会社と雇用契約を結ぶものとする。

田村 吉弘
大野木 健
見山 成志
三木 大輔
小池 龍正

(組合員の出資払込み)

第6条 本組合の組合員は遅滞なくその引き受けようとする出資全額の出資をしなければならない。

(組合員の義務)

第7条 本組合の組合員は、出資先会社との雇用契約締結の時点において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

- (1) 本組合員が組合に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (2) 本組合員が組合に払い込んだ出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第2条第4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。
- (3) 本組合員は支払不能ではなく、かつ本組合員について自己破産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。

(組合員の権利)

第8条 本組合の組合員は以下の権利を有する

- (1) 本組合総会及び臨時総会に対する議決権
- (2) 本組合の財産の組合員の頭数に応じた受け取り権利
- (3) 本組合員の出資金額に応じた本組合が持つ出資先会社の株式配当の分配権
- (4) 本組合員の出資金額に応じた本組合が持つ出資先会社の株式売却時の分配権

(出資先会社離職時の組合員の権利)

第9条 本組合の組合員が2023年4月1日以降出資先会社を離職した場合のその組合員の権利は下記のように扱う

- (1) 本組合総会に対する議決権は喪失する
- (2) 本組合の財産の組合員の頭数に応じた受け取り権利を有する
- (3) 本組合員の出資金額に応じた株式売却時の分配権を有する
- (4) 議決権を喪失した後の組合の負債は負わない

但し、組合員が全員離職した場合は、本組合としての出資先会社の株主総会に対する議決権は出資先会社の代表取締役委任する

(組合員の脱退)

第10条 組合員の脱退は、民法第678条(自由意志による脱退)および679条(死亡・除名等)に定めた事由によって脱退と定め、その際のその組合員の権利の扱いを本条項で定める

- (1) 脱退時は組合員の権利は全て喪失する
- (2) ただし、民法679条1項(死亡)の場合は該当組合員の法定相続人が望む場合に限り、第6条3項又は第7条3項のみ1名の相続人に権利を本組合への加入を審査の上譲渡する。相続人は第4条を満たす必要がある。
- (3) 加えて、やむを得ない事由がある場合は、残りの組合員と第8条(2)と第8条(3)と第8条(4)又は第9条(2)と第9条(3)を協議する

第5章 解散

(組合の解散)

第11条 以下の場合に本組合を解散するかを決議する

- (1) 出資先会社の EXIT 時
- (2) 出資先会社の廃業時

第6章 機関

(機関)

第12条 本組合には下記の機関を置く

- (1) 総会
- (2) 臨時総会

(総会)

第13条 総会は下記のように運営される

- (1) 総会は本組合の最高決議機関であり、組合員全員をもって構成し毎年第18条会計年度終了から2ヶ月以内に開催する。
但し、組合員が組合員の2分の1以上の同意を得て開催を代表に請求した場合は臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会及び臨時総会の召集は代表が電磁的方法によってこれを行う。但し、この場合代表は開催の理由、日時、場所、議題を原則として3日前迄に全組合員に連絡しなければならない。
- (3) 総会及び臨時総会の開催は電磁的方法によって行う事も可とする。
- (4) 総会及び臨時総会は議長1名を置く。議長は総会及び臨時総会に於いて出席した組合員より選出し、その任期は当該大会中とする。
- (5) 総会及び臨時総会は委任者も含め組合員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- (6) 議決は出席構成員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

(総会の審議決定事項)

第14条 総会は次の事項を審議決定する

- (1) 役員の選出。
- (2) 予算ならびに決算。
- (3) 本規約の改廃。
- (4) その他議決を要する重要な事項。

(議決の委任)

第15条 総会または臨時総会における議決の委任を下記の通りに行える

- (1) 総会または臨時総会に出席できない組合員は出席及び議決を委任する事が出来る。
- (2) 委任をしようとする組合員は総会または臨時総会開催日の前日までに代表者に委任連絡すると共に議決内容を伝達するか議長一任かを連絡しなければならない。

(総会の議事録)

第16条 総会及び臨時総会の議事録は電磁的記録をもって作成するものとする。議事録には次に掲げる事項を記載する。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 参加組合員名及び委任者名
- (4) 議事録作成者名
- (5) 議事の経過の要領及びその結果

第7章 役員

(役員)

第17条 本組合には以下の役員を置く。

- 代表 1名
- 会計 1名
- 監査 1名

(役員を選出)

第18条 役員は総会において選出する。

(代表の任務)

第19条 代表は次の事項を執行する。

- (1) 当面する事務の処理
- (2) 総会及び臨時総会の決定事項の執行
- (3) 規約、諸規定その他すべての決定事項の周知徹底
- (4) 会議準備
- (5) 出資先会社との窓口及び株主総会への出席

(会計の任務)

第20条 会計は全ての運営に関する会計処理の確認を行う。

(監査の任務)

第21条 監査は、本組合運営の監査及び会計報告の監査を行なう。

(役員任期)

第22条 役員任期を下記の通りに定める

- (1) 役員任期は総会より次期総会の1年とする。但し、再選は、これを妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は補充することが出来る。但し、補充した役員任期は前役員が残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその任務を行う。

第8章 会計

(収入)

第23条 本組合の収入は原則として次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 出資金

(会計年度)

第24条 本組合の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(予算)

第25条 本組合の予算を下記のように定める

- (1) 本組合の予算は総会の議決を得ることを要する。
- (2) 特にやむ得ない場合は、臨時総会の決定により予算の追加又は変更をすることができる。

(決算)

第26条 本組合の収支決算は、監査役の監査を得て総会に報告しその承認を得ることを要する。

(剰余金)

第27条 会計年度の終わりにおいて剰余金があるときは、これを翌年度に繰り越すものとする。

(会費の返還)

第28条 本組合に納入された会費は一切返還しない。

(会計の公開)

第29条 本組合の会計簿は常に整備しておき組合員はいつでも自由に閲覧できる。

(会費)

第30条 本組合の会費は総会及び臨時総会により決定される。

(組合員の義務)

第31条 組合員は第24条に定められる会計年度分を単位として、その会計年度中の別途定められる期日までに会費を納入しなければならない。

第9章 付則

(規約の変更)

第32条 この会則は総会及び臨時総会の議決を経なければ変更する事はできない。

(細則の制定)

第33条 この会則施行について必要ある時は総会及び臨時総会の議決を得て細則を制定することができる。

(準拠法)

第34条 本会則は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとする。

(管轄)

第35条 組合員は、本会則に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

(規定外事項)

第36条 本会則に定めのない事項については、民法、その他関係法令・条例及び商取引の慣行に従い、本組合と出資先会社との間で誠実に協議のうえ決定するものとする。

(施行日)

第37条 この会則は 2022 年 3 月 8 日より施行する。